

平成19年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会

日時：平成19年6月15日（金） 午後6時35分～8時45分

場所：石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者：石黒匡人会長、角田義寛副会長、青木昭子委員、沖野和子委員、越智一委員、軒名孝委員、長良幸委員、椿俊夫委員、羽田美智代委員、松尾拓也委員、吉岡和則委員、上田均委員（欠席：大森由紀子委員、熊谷美香委員、斎藤美樹子委員）

《事務局》：企画財政部長佐々木隆哉、協働推進・男女共同参画担当主査石澤強、協働推進・男女共同参画担当田村奈緒美、企画調整課菅原学

傍聴者：1人

=====

【石黒会長】

みなさん、こんばんは。お忙しいところ、またお疲れのところをお集まりいただきましてありがとうございます。また、私が少し遅れましたことをお詫び申し上げます。

それでは、平成19年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会を始めさせていただきます。本日は、大森委員、熊谷委員、斎藤委員が欠席ということでご連絡をいただいております。

本日の議題ですが、平成18年度市民参加手続の実施状況について、第3次市民参加制度調査審議会の答申に向けての論点整理についてのふたつが議題となっております。

これから資料説明等いただきますが、一応終了予定は8時半を目処として進めさせていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。それでははじめに事務局から資料説明をお願いします。

【事務局（佐々木部長）】

それでは資料の説明をさせていただきますが、その前に前もって郵送しておりました資料に間違いがございまして、本日正誤表を提出させていただいております。ただ、その中の1ページから4ページまでの部分につきましては間違っただ箇所が多かったものですから、正誤表と一緒に訂正した後の資料もお手元に行っているかと思っております。誠に申し訳ありませんが、これから資料の説明をします際には、本日お手元にある資料のほうをご覧いただきたいと思っております。それから21ページ、22ページの部分につきましても修正したものを付けております。

【石黒会長】

資料の差し替え関係についてはよろしいでしょうか。それではそのように訂正があるということと、差し替え版に基づいて説明していただくということでよろしくをお願いします。

【事務局（佐々木部長）】

どうも申し訳ございませんでした。それでは説明に入らせていただきます。最初に第1回市民参加制度調査審議会と書かれているほうの資料をご覧ください。こちらの資料は基本的に平成18年度に行いました市民参加手続に関係する資料となっております。まず、資料1ですが、これは平成18年度の市民参加手続の実施状況をまとめたものです。3ページをご覧ください。18年度は49の案件につきまして61の手続を実施しております。前年と比べますと、件数で22件増えておりますが、人数では841人減っております。件数が増えた理由としては審議会、パブリックコメントの件数が

増えたということがあるのかと思いますが、これらについては、1回あたりの参加者数がそれほど多くないということがあるのかと思います。審議会が増えた理由としては、一概には言えないかもしれませんが、一般的な傾向としては現在厳しい財政状況を背景に時代環境の変化を踏まえた事業の見直しや受益者負担の適正化という取り組みを財政再建計画と連動しながら進めており、この事業の見直しや料金改定などを審議会にかけているケースが多くなっており、また、パブリックコメントが増えた背景としましては、合併後のまちづくりをこれから本格化させていくにあたって様々な計画を作ってきており、18年度では総合計画や観光振興計画、行革大綱、財政再建計画というような計画ものが増えている関係でパブリックコメントが増えてきていると私どもは認識しております。参加者数が減った理由としましては、その他の市民参加手続の中で、前年度アンケートを実施しておりまして、それを手続にしています。このアンケートは1回やりますと千人オーダーで参加者数がカウントされますので、それが無かったために参加者数が減っていると考えております。4ページには市民参加制度スタート以来、過去5年間の実施状況の推移などを掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

続きまして資料2は平成18年度に行いました審議会の状況と会議予定の公表や会議録の作成、傍聴者の状況をまとめたものです。全体のまとめた数字は9ページに出ておりますが、現在、市には46の審議会等がございますが、そのうち36の審議会が開催されております。合計の延べ回数は199回になりますが、そのうち公開で行ったものが107回、傍聴者数については延べ134人で、1回あたりの傍聴者数は1.25人になります。平成17年度は1.61人でしたので、1回あたりの傍聴者数は減っていることになります。この主な原因としては、平成17年度から厚田区、浜益区で地域協議会という新たな審議会が置かれましたが、17年度はスタート直後ということもあって非常に傍聴者が多かったのですが、18年度につきましてはそれらが少し落ち着いてきたということが影響しているのではないかと考えております。審議会ごとに見た場合に傍聴者数が最も多かったところがナンバー33の水道事業運営委員会で、現在は水道事業の第三者委託についての検討をしておりますが、この内容について水道事業関係者の関心はかなり高いようで、1回あたり7.5人お見えになっているという状況です。2番目としては図書館協議会の5.3人、3番目は地域公共交通会議で、これは1回しか開催しておりませんが5人という状況になっております。開催から議事録公開までの平均日数は33.3日で、平成17年度に比べますとおよそ10日余計にかかっている状況です。これは18年度から審議会の議事録の作成ルールを作りまして、その中で議事録を確定させるためにはなんらかの確認手続を経たうえで、代表者の署名をいただくということにしました。それが影響しまして、テープ起こし自体は各所管で一生懸命やっておりますけれども、確認を取るのに時間がかかっているということもあって10日ほど延びている状況です。また、審議会の会議予定の公表については7件の遅れまたはもれがありました。この内容につきましては9ページの下の方に出ておりますが、市民憲章等検討会については昨年度の審議会にご報告したとおり、所管のほうでこの会議を審議会であると認識していなかったことが理由です。その他の5件につきましては担当者レベルの報告もれで、これらについてはそのつど注意をするとともに研修などを行って注意の喚起をしていますけれども、なかなか根絶するのは難しい状況にあることは否めないかと思っております。

続きまして10ページ資料3です。これは18年度に行いましたパブリックコメントの実施状況です。18年度につきましては18の案件についてパブリックコメントを行い、80人の方から延べ412件の意見をいただいております。平成17年度と比べますと意見の提出者や件数が大幅に増えて

おります。この要因のひとつとしては、総合計画の基本構想や戦略計画、財政再建計画についてパブリックコメントと同時に説明会も開催しましたが、その説明会の中で出席者の方に意見提出用の様式をお配りしてそこで書いていただいたり、説明会で出ました意見についても録音を録っておりますので、それもパブリックコメントに出された意見と同じように取り扱った結果ではないかと思っております。同時に18年度から、以前パブリックコメントに意見を出していただいた方には、その後、別の案件でパブリックコメントが始まったときには、その旨のご案内をするということを行っております。パブリックコメントのリピーターが多かったこともあったと思います。このように意見の件数が非常に増えましたので、これまでの審議会の資料であれば、それぞれに提出された意見の内容と検討結果をすべて掲載していたのですが、今回は数が多いので掲載しておりません。これについては審議会の中でこれについてピックアップせよというようなご意見がありましたら、次回以降にその部分をピックアップしてお示ししたいと考えております。

続いて資料4です。これは昨年度、番屋の湯を売却しましたが、これについてはやむを得ない理由があるものとして市民参加手続を行いませんでした。市民の声を活かす条例の中ではそのような取り扱いをすることも認めておりますが、やむを得ない理由で市民参加手続を行わなかった場合には、速やかに市民参加手続をできなかった理由、市としての決定した内容とその理由などを公表することとなっております。資料4に掲載した内容はホームページに出したものです。7月6日に議会に提出して議決を受けまして、ホームページには7月7日に掲載しております。また、広報では8月号、あい・ボードでも7月7日くらいから掲示をしております。簡単に経過を説明させていただきますと、番屋の湯は平成7年にオープンしまして、当初は非常ににぎわった施設でしたが、だんだん近傍に似たような施設ができてきたということもありまして入館者が減ってきて、ついに赤字に転落する状態になってしまいました。市としては現在、財政再建に取り組んでいますので、その赤字を補てんするような財政支出をすることは非常に難しい状況でしたので、できれば第三者に売却をしたいということで水面下でいろいろと動いておりましたが、ついに値段の折り合いのつく相手が見つかったという状況がありました。ただ、相手方としてはできるだけ早く契約を結びたいと希望しておりましたし、売却時期が遅ればその分だけ赤字が膨らみますので、そうしますと市としての売却価格も下がらざるを得ないということになります。そうなりますと市にとって非常に大きな損失になりますから、結局、市民参加手続を行う時間的な余裕がないと判断いたしまして、相手方と話がついたあと手続を経ずに議会に提出したという状況です。その辺りの事情につきましては12ページに書いておりますが、前回、羽田委員からもこの辺りの状況はどうなっているのかというご指摘もいただきました。その際の市としての判断した内容やこのような経緯で公表したということが妥当であったかどうかも含めてこの場でご検討いただくことになると考えております。

次に資料5ですが、これは平成18年度に市民の声を聴く課に寄せられた提言の内容です。市民の声を聴く課にはいろいろと、各種苦情、要望、様々なものを含めまして市民からの声が寄せられておりますが、提言と言えるような内容はこの4件で、これらについては右の欄にありますような回答の内容を、意見をお寄せくださった方にお送りしております。

続きまして14ページ以降は市民参加制度に関する職員アンケートの結果です。職員アンケートは毎年度とっているものですが、問1の所属部局はこちらに書いてあるとおりで、回答率は75.6パーセントでほぼ前年並みとなっております。また、問3で平成18年度に市民参加手続に「関わった」と回答した職員は全体の32.3パーセントで平成17年度は約24パーセントでしたので、関わっ

た人数が増えているということになります。これは手続の件数自体が平成17年度より増えたということが反映されているのではないかと考えております。また、問5の市民参加手続でどのようなプラス効果を感じたかという設問ですが、プラス効果を示すほとんどの選択肢で前年度より回答割合が増えています。また、「プラス効果は特にない」という選択肢については減っております。18年度につきましては前年度よりも市民参加手続の手ごたえをつかんだ様子が伺えるのではないかと思います。またプラス効果の中で特徴的なものをあげてみますと、「実施段階で市民の抵抗や反発を軽減できた」というのが前年度9.4パーセントから今年度は23.7パーセントと非常に大きく伸びております。これも想像ではありますが、先ほども申し上げました各種サービスの見直しや受益者負担の適正化など、どちらかと言えば市民から抵抗感を持って受け入れられやすい案件について、市民参加手続を経たために、いろいろな意味で説明がしやすくなっているということがあったのではないかと気がしております。また「より良い政策決定ができた」というのも前年度15パーセントから33パーセントと倍増しております。あるいは「業務のやりがいや達成感を味わえた」というのが1パーセントから10パーセントに増えているあたりが特徴的ではないかと思っております。次に問6市民参加手続のプラス効果とコストとの比較では、一番多い回答が「わからない」で、22ページに過去からの経緯が載っておりますが、「わからない」という回答が一貫して増えております。18年度はほぼ半数まで増えております。ただ、「効果がコストを上回る」という回答が増えて、「効果はコストを下回る」という回答が減っているという結果になりましたので、これにつきましては、先ほど問5でプラス効果がほとんどの選択肢で増えているという受け止められ方の反映ではないかとあるいはこれまでともすれば意見がなかなか出てこないという意見がありましたパブリックコメントについて、18年度はかなりの意見が出てきたことが反映されているのかもしれませんが。16ページから後ろは自由回答を載せておりますが、やはり出てきている意見は例年と同じような傾向かと思っております。ひとつはパブリックコメントに意見がこない、あるいは審議会委員の公募でなかなか応募する人がいないといったことから市民に対する周知が足りないのではないかと、制度自体の市民の関心が低いのではないかと、また、手続についてももう少し簡素化をしてほしいという意見。この簡素化というのは、今、手続をすることになっているものについても必要がなければやらなくても良いのではないかとということ。もうひとつは、仮にやるとしても時間を短縮できないかという意見。また、どのような場合に手続をするかということについては、施設の建設や買取をする場合にも手続を行うべきではないかという意見が見られます。18ページでは、市民の声を活かす条例ができて5年が経過したということで過去の実績を総括して一度公表してはどうだろうかという意見もありました。今回の資料の中で過去のデータもお出ししているのは、このような意見を踏まえたものです。例年、一番多い意見は研修を望むというものです。この研修については、これまでも毎年行ってきております。今年については実践的な研修、具体的に日々の業務の中で迷うのではないかとと思われるところの研修を先日6回に分けて行いまして、職員80人が受講しております。平成18年度の市民参加手続の資料の説明は以上です。

【石黒会長】

ありがとうございました。この資料は先週、みなさんのお手元に送らせていただいているのですが、若干訂正等がありました。ポイントと考えられる点について説明していただきましたけれども、この資料について審議したいと思いますが、まず、最初にご質問や簡単に確認しておきたいという点がありましたら、先に済ませてしまおうと思っておりますが何かありますでしょうか。

【長委員】

19年度の市民参加制度に関する職員アンケートの結果の問6のプラスの効果とコストの比較についてですが、これはすごく難しいような気がしておりまして、すぐに効果がわかるものとわからないものがあるような気がしますので、それで「わからない」という回答がどんどん増えてきているということは、職員の方が本当に真剣にコスト対効果ということを、より考えているのではないかと推測するのですが、中身のことは何か分析がありますか。

【事務局(佐々木部長)】

今、長委員がおっしゃったようなことは多分にあるのではないかと思います。以前に羽田委員からもご指摘がありましたけれども、コストとは何か、効果とは何かということを考えれば考えるほどわからなくなるということは確かにあると思います。それにも関わらず、このような設問を一貫して出している理由は、ある意味市民参加手続というのはそれまでの職員の行動パターンから考えると抵抗感を持って受け入れられがちなものですから、その職員の抵抗感が一体どれくらいあるのかをある意味、測っておきたいということがあって出しております。それから「わからない」という回答については、それ自体に特に問題があるとは思っておりません。ただこちらのほうで一番気をつけなければならないのは「効果がコストを下回る」という、むしろやらないほうが良いという感覚を持っている職員がどれくらいいるのかを継続的に見ていかなければいけないと思っております。

【石黒会長】

ほかにはありませんか。無いようでしたら資料の中身の確認に入っていきたいと思えます。

資料1は毎年度出していただいております市民参加手続の実施状況です。3ページの下には前年度と比較するような形で数字を出していただいておりますが、この実施状況について、数が増えたという点については先ほどご説明をいただいておりますが、ほかにご意見や問題点はありますか。

特にないようでしたら、後でお出しいただいてもかまいませんので先に進んでいきたいと思えます。

次に資料2についてはいかがでしょうか。これについても特徴については9ページのところで簡単にまとめていただいて、それを中心に説明をいただきましたけれども、ご意見はありますか。

【羽田委員】

確認しておきたいのですが、議事録の日数のことが出ておりましたが、作成ルールに沿って確認手続をしたから少し遅れたという話でしたが、筆記の仕方は全部が全文筆記でしたか。以前の資料は全文筆記や要点筆記ということが書かれていたのですが、ルール化の中にはそれが入っていたのでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

ルールの中では、全文筆記でも要点筆記でもどちらでもよいとなっております、どちらにするかはそれぞれの審議会の中で決めることになっております。

【羽田委員】

割合的にはどのようになっていますか。

【事務局(佐々木部長)】

申し訳ありません。今は持ってきておりませんので次回でよろしいでしょうか。

【羽田委員】

そうですか。結構、全文筆記というところがあるようでしたけれども。わかりました。今度ください。

【石黒会長】

今の点については、次回、資料を出していただけるか教えていただけるということによろしいですね。毎年、報告が遅れるということで、昨年度も7件あったようで、中身についてはご説明いただきましたが、この数自体はだんだん減ってきている感じでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

傾向としては減ってきているのですが、平成17年度は3件しかなかったので、17年度に比べると残念ながら増えてしまったということになります。

【石黒会長】

ただ、全体の開催回数は増えていますよね。

【事務局（佐々木部長）】

17年度の開催回数は公開のものが77回で、18年度は107回ですから公開で開催した件数は増えております。

【石黒会長】

その比率で見ても少し多いかもしれませんが、過去の比率で見ますとミス の件数は全体的に減ってきていて、それでもゼロになることは難しいことだと思いますね。

次に資料3ですが、これについてはどのような意見があって、どのような回答をしたのかは件数が増えたので内容は載せていないということでしたが、必要があれば次回以降出していただけることですので、中身は出ていませんが数字的なところで何かあれば。

【角田副会長】

意見等の反映状況のところ、採用と参考というのがありますが、これはどのような違いがあるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

参考というのは、その案件についてその時に採用することはできませんが、今後の参考にさせていただきたいというような意見です。

【角田副会長】

意見として考えれば採用みたいなものですか。

【事務局（佐々木部長）】

そうではないのですが、例えば総合計画で言えば、文言の中に修正して直接入れることはできなかったというようなことですね。具体的な例は、今、資料を持ってきましてお知らせします。

【石黒会長】

パブリックコメントの応募者と件数が増えて、このような理由だったのではないかとことをいくつか考えておられて、その中に、過去にパブリックコメントに意見を出された方に次はこのようなパブリックコメントをやることを伝えているという話もありましたが、職員アンケートの中で、固定化しているというか特定の人ばかりが出しているのではないかと意見がありましたが、その部分と連動しているようなところはあるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

その意見は19ページの中央より少し上に書かれているものでしょうか。

【石黒会長】

19ページの制度の周知についての5段目に書かれているものですね。この表現だと「一部マニア

を相手に」という言い方だから、別に伝えなくても必ず注目していろいろ出してくださる方というように感じるので、連動はしていないかもしれませんね。この意見を書かれた職員が問題だと思っていることは、きっと別なことです。今、副会長から指摘がありました。18ページの4段グループの意見や参加者についてというところで「特定の人しか参加していないような気がする」というところが連動しているかもしれませんね。

【事務局（佐々木部長）】

これはパブリックコメントなどの特定の手続をイメージしている意見ではないと思います。職員と話しているとこのような意見はよく聞きますけれども、これは例えば審議会委員を募集しても、どこかの審議会にも同じ人しか応募してこないというようなことで一般的に使われているような気がします。

【石黒会長】

そういうこともあるでしょうね。

先ほどの角田副会長の質問のサンプルは出てきましたか。

【事務局（佐々木部長）】

参考としたパターンはかなりいろいろありますが、例えば財政再建計画の中で、財政再建のために無利子で市民からお金を借りるようなことをして、利子の代わりに温泉のチケットでも出せば、必ず協力する市民はいるのではないかという意見に対して、不採用とするには少し忍びないというところがありまして、財政効果はあるかどうかを含めて今後研究していきたいと考えていますという形で参考としているものがあります。

【角田副会長】

質問の意図としては、参考と採用を足しますと実績としては結構な数になりますので、たくさんの意見を反映しましたということが言えるのではないかと思いますので。

【事務局（佐々木部長）】

そこまでは言えないと思います。

【石黒会長】

採用と不採用の間で、半分カウントしますというくらいの感じでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

長い目で見ていただければ、もしかしたら採用できてくるかもしれないという感じですね。

【石黒会長】

次に資料4です。これは具体的な例で、17年度の実施状況の議論の中でもこの話題が出たということでした。羽田委員が指摘されたということで、資料はホームページに出されたものですが、これにつきましては何かご意見はありますか。

【椿委員】

このことは新聞にも大きく取り上げられたりもしておりましたので、損失を最小限度に食い止めようということによって、このような判断を行ったということは一応理解できますが、当初私もは年間の利用者数が30万人を超えることが、損得のひとつの設定であったと聞いておりましたので、売却時にはまだ30万人を超える実績を示していたということなので、何ゆえに急いで手放さなければならぬという判断をしたのかが腑に落ちないという気持ちでおったわけです。その後、番屋の宿との関係もあったのでしょうけれども、これも新聞報道で高齢者に対して交付していた無料入浴券が6

月いっぱい打ち切りだという話になって、その後の進展が報道されていないということもあります。当初は何年か先までの見通しを立てたうえでの交渉であったと思いますが、結果として急いだ割には住民が得るメリットが極めて少なくなってしまったのではないかと感じておりました。それはこの場の議論の対象ではないと思いますので、ここではあくまでも市民参加制度を的確に利用したと言えるのかという観点からの議論になるかと思いますが、これまでのことを考えると、手続きをきちんと取っても別段問題はなかったのではないかという感じは受けます。

【石黒会長】

今の椿委員のお話は、市としては急がないでも市民参加手順を取ってから判断しても良かったのではないかというご意見ですね。

【椿委員】

内容と結果から見てですね。

【越智委員】

私は石狩市もなかなか商売人だと思いましたね。ずっと番屋の湯に行っているとわかりますが、安いパスで入っている人がかなりいます。ですから人数が多ければ儲けになるというわけではありませんね。安い金額で入れるのは市民としてはありがたかったですけれども、今の体制を見れば、人がたくさんいたのは本当だったのかというような感じです。交渉相手の意思があるときに決めてしまわなかったら、ますます値段は下がってきますから、いいところに目をつけたという感じで、私はもっと早くても良かったのではないかと考えているくらいです。それから施設の故障が頻繁にありました。直すお金も無いみたいだし、従業員の対応もあまりよくないということもあって、私は問題なかったと思います。

【羽田委員】

私は市民参加手続き上で言えば、市があげている理由については理解できますけれども、ただ行政改革の流れの中で、そのような状況が何年後に迫っているということがわかれば、課題としてもう少し早い段階で、たぶんこれは株式会社ケアコミュニケーションズという名前が出てしまうという問題があるのかもしれないので、そういう名前が出る前に議論ができるような場面づくりが手続上できないのかなと思ったわけです。この条例で読み込むとそういうことは難しいかなとは思いましたが、今、行革で施設を手放したり民間委託したりいろいろなことをしなければならぬとすれば、このような問題はこれからもっと出てくるのではないかと考えています。ですから手続上、条例に沿うとやむを得ないことだったというだけで良いのかが疑問に残るところです。それが市民参加手続になるかはわかりませんが、もしかして想定だけでもこのような議論をしたらどうですかという場面づくりをしていくとか、今、どんな計画を作るときでも計画を作るときはワークショップで構築していきますよね。でも、壊すときにはそのようなことはしないで突然降りてきます。ですから、ものを壊すときであっても、どのように構築して壊すのかも私は手続の中ではないかと思っています。もっと早い時点だったら議論のあり方が少し違っていたのではないかと、交渉相手が決まって名前が出てからパブリックコメントと言っても、なかなか厳しいとは思いますが。ものを作るときだけが市民参加ではなくて、ものを壊すときの市民参加の有り様が、この時代に入って何か必要なのではないかと思っています。

【石黒会長】

いろいろな計画策定の過程で市民参加手続が実施されたものはいろいろありますね。総合計画とか

財政再建計画の検討をされたときに施設のあり方についても、見直しを含めて、ひとつとしては民間等への売却も含めて考えていくべきであるということが、すでにどこかで出ていたということもないのでしょうか。具体的に番屋の湯という施設のことと限定されなくてもよいのですが。

【事務局（佐々木部長）】

その前の行革などの計画の中で、民間の活力を使おうという一般的な話はありませんでしたが、このような売却という話までは、私の記憶では無かったように思います。ただ、現実的に一番問題だったのは、「いくらで売れるか」ということで、例えば5千万円で売りますと言えば、もっともっと早く売れたのです。それくらいであれば買って良いというところはたくさんありますから。5千万円で売ってしまえば、その分の赤字を市が被らなければならなくなりますから、要はどれだけ高く売ることがポイントになるわけです。そうしますと事前に仮定でというご意見もありましたが、いくらで売れるかという仮定を設けたうえで議論することは現実的に難しいと思います。実際、市のほうでこれだけ急いだというのは、それまでもいくつかのところと水面下で話をする中で、6億円という値段をつけたのはこしかなかつたので、相手側がその気のうちに話をまとめなければならなかったということはありません。

【軒名委員】

このことが良かったのか悪かったのかという段階にまで話が進んでいて、また逆戻りするような形になるかもしれませんが、この市民参加手続を取らなかったという理由を公表したわけですが、その後の反響は何かあったのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

確かほとんど無かったと思います。

【越智委員】

私が地元で聞いている声はあります。まずは料金が高くなったことと、パスが売られないとか高齢者に優しくないとかそういうことはいろいろ出ましたね。

【事務局（佐々木部長）】

料金が変わったのは今年に入ってからですが、確か売却した時点では、市民の声を聴く課にもほとんど来ていなかったはずですが。

【上田委員】

当時は「当面の間サービスを維持する」ということがありましたので、みなさんあまり影響があるとは思われなかったと思います。

【軒名委員】

そう言ったのは、公表した後でいろいろな意見が出ていたら、これは市民参加手続をするべきであったのではないかという判断材料になると思ったのですが、意見がなかったということであれば手続を取らなかったとしても、このときは仕方が無かったのかと判断できると思ったのでお伺いしました。

【石黒会長】

椿委員はいかがでしょう。このようなことが可能であったのではないかということはありませんか。数字的には最初の段階での損失が出ないレベルの利用者がいるはずだという話がありましたが、それは割引やきちんとした額が入ってこない人も合わさっていた数字だということですね。でも、累積赤字が問題になっているということはあったわけで、羽田委員の話であれば、いい値段で買ってくれる人がいればその人に売るといっても含めて、検討していくという方針の議論はどこかでできた

のではないかとのことですね。

【羽田委員】

そうです。そういう段階で突然起こっても大丈夫なように事前に何らかの手続が取れないのかということ。今までとは違う時代になって、石狩市もお金が無いか民間だとか協働だとかいろいろなことを言ってくると、作ることばかりでいいのだろうかということがあって、今後のことを考えると、もしかしたらこういうことが間々あるかと少し心配です。今の条例の中ではこのやり方が精一杯だったのでしょうけれども、条例を変えるまでには至っていないと思いますが、このやり方以外に何か無かったのかと思っていました。

【石黒会長】

今の点について、ほかの方でご意見はありませんか。

【長委員】

私も市の財産は市民の財産だと思っておりますので、それを売却するとか壊すということについてはある程度のルールを作っていかなければ、突然、行政のトップが決めてしまうということでは今後うまくないと思いますので、その辺も検討していただきたいと思います。

【石黒会長】

現在の条例の下で、番屋の湯の売却に際して、市民参加手続の観点から見た対応としてはやむを得ないやり方だったのではないかという感じが大きいでしょうか。ただ、問題はその前の段階で結局、一定の方針があるから、買い手がいた場合は売るという対応に出るわけですから、具体的なものを出すのは難しいと思いますが、将来的に検討していかねばならないということでしょう。事後的には公表は義務付けられていますから、それに則ってやっていますし。

これでもし批判的な意見がたくさん出てきた場合は、それは政治的な責任問題が発生するかどうかというだけですね。そういうことがある以上、いい加減なことはできないということの歯止めはあるでしょうけれども。

【越智委員】

ただ、市長を含めて市には議員さんもいますし、いざというときに何らかの決裁力はあるだろうと思います。市民参加は市民参加で必要だけれども、そのようなときに即対応ができないようであれば、議員でもないし、市長でもないと思いますね。例えば、この間まで使っていた旧給食センターが急に使えないということがありました。アスベストの関係だということでした。私たちはアスベストの部分を使って使うからいいですと言ったのですが、ダメなものはダメと言われました。健康被害のことを考えた上でのことだと思えますから、ある程度の決断力を持ってやってもらわないといけないと思います。今回のように市民参加手続の余裕がないというケースは今後も出てくると思えますね。ですから、私は妥当だったと思います。

【長委員】

番屋の湯が赤字体質であったということであれば、その時点でこの施設は赤字体質のものであるから、将来的には売却をするということをも市民に諮られるべきではなからうかということ。そこで赤字であれば売却したほうが良いということであれば、誰にいくらで売却するということは当然、行政サイドの問題だと思いますからかまわないですけれども、これがどんどんルール無しで進んでいくことが、財政が良い状況であれば危惧することはないですけれども、今は悪い状態で、しかも厚田区のようなところだと費用対効果から考えると低いところですから、どんどん既存の施設が処分されて

いくのではないかという危惧がありますので、ひとつのルールを決めておいていただければ、市のほうもやりやすいだろうし、住民もそれを受け入れやすいのではないかということで、突然、来られるとお互いまずくなるような気がしております。

【越智委員】

おそらく、ものがものだけに前もって公開してしまうと、いろいろな情報が錯綜して、返って良くない方向に行くことがあるのではないかと思います。

【長委員】

でも、夕張市であのようなことになって、いろいろな施設を民間委託していくことになりましたが、その中身がどうなのかはよくわかりませんが、少なくともマスコミが報道することによって一部特定の人ではなく、多くの業者の人が注目をしているところから商談があったということなので、どちらが良いかはわかりませんが、ある程度公表をして販売をしていくやり方がフェアで良いのかと思いますね。損得はあると思いますが。

【越智委員】

夕張市もあのようなことになったからいろいろ来るのであって、その前はぜんぜん来なかったみたいですよ。だからあのようなことになってしまったのでしょうかけれども、引き受け手は誰もいないでしょう。あそこまでなればたくさん来るかもしれませんが、そんなことになっては困りますから。

【石黒会長】

確かにあらかじめと言っても、なかなか難しいところはあるでしょうけれども、だからと言って緊急状態だからとどんどんされても困りますよね。将来的に工夫をしていかなければならないところはあるかもしれませんが、具体的に今期で改善が可能だし必要だということは難しいと思いますけれども、指摘的なことを書いて良いのかわかりませんが、今の条例の下で、この番屋の湯の対応は市民参加手続の点では問題ということはいえないだろうと、あるいはやむを得なかったところがあるのではないかということですね。ただ、将来的なことを考えて少し工夫ができればということでしょうか。

【松尾委員】

やはりこれは、このようになる前からこの経営については累積で赤字も発生しているようですし、困ったなという感じはあったわけですね。

【事務局(佐々木部長)】

そうですね。ほおって置くわけにはいかないという認識はありました。

【松尾委員】

その時点で、このままではいけないからどうしようかという多少の議論があれば、例えば民間に売るのもひとつだし、経営努力の中で何とかするというのもあるしという話もできたかなと。ただ、先ほどもあったように、そういう議論が出ること自体、この施設の価値を上げることになるのか下げることになるのかがわかりませんからね。難しいですよ。

【越智委員】

私たち利用者はずっと見てきているし、私も利用しているひとりですが、これはまずいなということとはみんなが思っていました。でも、市が何とかしてくれるだろうという気持ちもありました。だからこの料金で、風呂代わりに入ることができたわけです。ですから、あの地域の人には「温泉に行く」とは言わないです。「風呂に行く」と言いますね。私はずっと見てきましたので、入館状況、館内で

の飲食や物品の購入などを見ても利用者減で、これは経営上、絶対マズイと感じていました。

【羽田委員】

議論が立ち行かないということはわかりますが、ただ、市民参加制度の中でかかる審議というのは、どこかに審議会があって、直接的に財政計画が諮問されて、行革や総合計画の中ではそのようなことが出たりするけれども、具体的に財政の何かで審議会があって、それに対して何かをやっているということは見られません。要するに市民参加手続をするところではないくりだと思えます。相当切羽詰らない限り諮問にかかるということはありませんが、突発的に何かがあったときには手続き上やむを得ないで通ってしまうものだから、どれだけここで議論をしても出てこないというのが事実ですね。やはり市民の財産であることは間違いありませんから、何らかの形で内部議論をきっちり進めていただかないと、突然「決まりました」と言われても、私たちも言いようがないですね。

【石黒会長】

先ほどパブリックコメントのところで「参考」についての質問がありましたが、次の資料5で市民の声を聴く課に寄せられた提言と回答がありますね。例えば番屋の湯を利用されている方が「このままではまずいから民間に売ったほうがよいのでは」という提言が出てくれば、その時にすぐではなくて、売却も含めて検討していきたいとか経営改善の努力をはかりというように答える感じなのでしょうか。

【上田委員】

先ほど、番屋の湯の件に関してはほとんどなかったと言いましたが、記憶では、市民の声を聴く課で受けたものは10件ほどあったはずですよ。

【石黒会長】

今回の番屋の湯の結果を公表した後のことですね。

【上田委員】

10件の内訳までは承知しておりませんが、だいたいは苦情だと思われそうです。先ほど「ほとんどない」と申しあげましたが訂正をさせてください。みなさんからの声は届いています。ただ、提言と言える内容ではなかったと思えます。

【石黒会長】

かなり前から危機感を持っている市民の方がいて、そのような意見を出せばそれに対して回答はするということですね。

【事務局(佐々木部長)】

それはいたします。いずれにしても、経営改善の努力はずっとしてはいましたが、残念ながらそれが劇的な効果を上げるまでには至らなかったということもあります。それから、売却すれば良いのではという話は、市役所のどのくらいまでのレベルで話をするかということとは別にしても、ごくごく一般的に職員の中では交わされる話です。ただ、市の損失が全くない状態で売却できる、あるいは市が少しでも儲けた状態で売却できるというのであれば簡単なのかもしれませんが、それが非常に難しいという状態があるわけですね。そうすると、市がいったいどれくらいまで損を被れば売却することが妥当なのかという話をしなければならぬのですが、それを判断していくことは現実的に非常に難しいと思えます。この場合でも、6億円で売却することはできましたが、市としては振興公社に出資していた約3億7千万円と債権放棄が2千5百万円ありますから、最終的には約4億円の損をしているわけですね。投資していたお金が返ってこなかったということではありますが、そういうことを我慢して

もこの時点でやるべきだと判断して、そのようなことを事前に議論できるかどうかは難しいのではないかと思います。4億円損しても売ったほうが良いのではないかという議論を事前にできるかということですね。

【松尾委員】

そこまで具体的な話は、やはり相手がいない限りわかりもしないことですから、それはできないでしょうね。

【石黒会長】

なかなか難しいところがあるとしかまとめようがないでしょうか。

【角田副会長】

議会では今のような話が議論されたことはありますか。入込みが少なくなった、赤字が増えてきたという話は前からありましたよね。そのような動きの中で、議会では特になかったのでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

「集客の努力をいろいろしていますのでこれからもがんばります」という形だったと思います。

【角田副会長】

これはかなり難しいですね。

【石黒会長】

そうですね。確認すると、今回の件は今の条例の下では問題のある対応ではなかったけれども、事前に何かあればよかったけれども、それはなかなか難しいという感じでしょうか。

公表の説明の仕方は、先ほどの椿委員の話では、元々30万人という数字の目標があって、それは割っていないということがあるから、そのあたりの説明が不十分であったのではないかということがありますか。

【椿委員】

赤字だというように説明されていましたが、私は番屋の宿を含めると赤字だということは聞いておりましたが、番屋の湯自体は赤字ではなかったと聞いておりましたが、やはり赤字だったのでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

11ページの(1)の中ほどに書いてありますが、17年までは番屋の湯のほうは黒字でしたけれども18年3月期にはついに番屋の湯のほうも赤字に転落してしまったのです。その時点では番屋の湯のほうの累損は多くはありませんが、番屋の湯はいろいろやってきましたが、継続して入込みが減ってきていましたから、この先これをV字型で回復させることは非常に難しいと判断しました。

【石黒会長】

番屋の湯のほうも18年3月期には赤字に転落したと書いてありますね。説明として不適切とか不十分ということも特にないということでもよろしいでしょうか。資料4の番屋の湯の売却に関しての市民参加手続については、条例上問題があるものではないが、何とか工夫することはできないかという気持ちは持っているという感じですね。次に進めさせていただきますが、資料5は市民の声を聴く課に寄せられた提言とそれに対する回答です。これについては何かありませんか。

【羽田委員】

1段目の回答に「職員から100件くらいの提案があって、できることから直ちに実施している状況」と書かれていますが、この100件は相当採用されているのでしょうか。職員も市民となってい

ろいろな提言をして、それが力になっているとしたら非常に良いことだと思いますが。

【事務局（佐々木部長）】

これは財政再建計画を作る中で事務事業の見直しを進めていきました。それについてはそれぞれの部署で自分のところの仕事を改善していくということと同時に、職員からも提案を募ったのです。その数が100件くらいきたということで、どのくらい採用されたかは記憶にありませんが、中では今年の4月から始めておりますが、これまでは清掃業者をお願いしていた事務室の中を職員が掃除するというものは職員提案にあったと思います。

【羽田委員】

職員からの提案が実現されていて、どれくらい削減になったというのは非常にわかりやすくいいですね。そういうものはどんどん公表するべきだと思います。

【角田副会長】

もう少し具体的に書いてあげると親切ですよ。

【羽田委員】

採用になったことを職員に戻してあげれば、それは励みになるでしょうね。

【上田委員】

当時、行財政改革担当でその業務を担当しておりましたが、この提言を市民の方からいただいたのが8月くらいで、4月から事務事業の見直しの中で職員からアイデアを募集して出されたものが100件くらいありました。先ほど佐々木部長が言われたもののほか、エレベーターの運行を取りやめて経費を削減する、職員が使っている冷蔵庫を廃止する、トイレの電気を消すなどのアイデアがあって、採用された割合は1割強くらいだったと思います。当時、そのような取り組みをしている最中だったので、提言をいただいた方には、ご意見の内容については現在取り組んでいますという回答をしたのがこの1段目に書いてあるものです。

【長委員】

今の提言の中で、市の職員が事務室を掃除するということでしたけれども、市の職員の時給と清掃業者の方の時給とを比べたら、費用がかかりすぎるのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【吉岡委員】

私もこの4月から掃除をしています。原則的に掃除の時間は仕事の前か仕事が終わった後です。共通部分は業者の方をお願いをしてカウンターの中だけを職員がやっております。時間外手当をつけるわけでもありませんので、効果は上がっていると思います。私が聞いたところでは年間400万円くらいが削減されたということでした。

【長委員】

自分で掃除をすれば、当然散らかさないということにもなるでしょうから、良いことだとは思いますが、今、社会的に問題になっているサービス残業にならないようにしていただいて、それがまた強化されていくとなかなか難しいのではないかと思います。

【吉岡委員】

業者の方が清掃していたときも、週に2～3回だったようです。職員がやることになっても毎日やるわけではありませんし、私も5月に総務部を掃除しましたけれども、学校時代のことを思い出しながら半分楽しんでやっているのが実態です。

【石黒会長】

職員の方から100件ほど提案があったもので、採用されたものは1割くらいですか。先ほどもありましたが、提言をされた市民の方も何かやっているようだが内容がわからないので説明をつけたほうが良いのではという意見もありましたが、これは提言された方に文書で回答するのでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

はい、そうです。

【石黒会長】

あまり長い文章にすると、手間も大変でしょうけれども、例を挙げたほうがわかりやすいかもしれないですね。ほかに職員に対しても知らせているのかという話が出ていましたが。

【羽田委員】

私は何か一覧表のようなものがあるのかと思っていましたが、職員もやっているという気構えを見せるのであれば、どのようなものがあったのかを書いておいてくれれば、私も市民参加制度の調査委員ですから評価をする材料にはなりますが、ずいぶん端折っていて、今回パブリックコメントの意見も多すぎて出せないということでしたが、私たちは文書を読んで評価しますので。

【上田委員】

職員から出された意見は行財政改革担当で一覧表を作って職員には周知しております。

【羽田委員】

それは職員だけではなくて、こちらにも出していただくと市民に職員も頑張っているところが見えるのではないかと思います。

【石黒会長】

「こんなに頑張っています」という市役所の宣伝になるかもしれませんね。

それでは資料6です。回答の数や比率は変わっているけれども、アンケートの設問はこれまでと同じだということで説明をいただきましたが、何かご意見はありませんか。

【長委員】

制度ができてから時間があまり経っていないということもあるかもしれませんが、パブリックコメントの意見が少ないということがあって、先ほどパブリックコメントの実施状況の説明の中で総合計画や財政再建計画では説明会を行って、その中で意見を採取してパブリックコメントの意見として取り扱っているので件数が増えているという話がありましたが、それと同じような形でパブリックコメントの質や量を上げていくためには、ただの文書だけではなくて、費用と時間の問題もありますが、何らかの説明会を開くというような工夫が必要ではないかという気がしますがいかがでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

現在、パブリックコメントでどのような形で意見をいただくかについては、それぞれの所管で決めております。ただ、一般的には書面、ファックス、電子メールあるいは録音テープにしています。今回説明会での意見もパブリックコメントの意見と見なしたのは、より多くの意見をいただきたいという意図があったことはそのとおりです。実際、このようなやり方がどの部署でもできるかどうかについては、もう少し経験を積んで見なければわからないところもあるのではないかと思います。どうしても、口頭でのやりとりになるとあとで文書化したときに、そのときにはわかっていただけたけれどもあとになるとどうということかわからないということがないわけではありませぬので、そういう点をどうするのかという課題はあると思います。やはり長委員がおっしゃったようにどのようにして意見

を掘り起こしていくかということは考えなければならないことだと思っています。そのためのひとつの方法としての候補にはなると思います。

【石黒会長】

今、長委員が出された問題については、もうひとつの資料の論点整理のほうでも出てくるような話になるかと思えます。資料6についてはこれでよろしいでしょうか。資料1から6まで通して何かありませんか。

【松尾委員】

長委員の意見と関連があるのですが、私も説明会などを開催して多くの意見をもらうことは非常に良いことだと思えました。何が何でもやるべきだとは思いませんが、市民の関心が高く、説明会などが効果的でありそうなものに関しては、担当課に対して働きかけをするようなことはあるのでしょうか。

【事務局(佐々木部長)】

パブリックコメントと一緒に説明会を開催することについては、担当課のほうには働きかけています。そこで出てきた意見をパブリックコメントの意見と同様に扱うかどうかについての統一的なアドバイスはしておりません。

【松尾委員】

わかりました。ありがとうございました。

【石黒会長】

全体を通じて何かありますでしょうか。昨年度は17年度の実施状況について同じように確認したところはありますが、2年分の実施状況について評価することになっていましたか。

【事務局(佐々木部長)】

その部分も含めて、次の論点整理のところでお話しすることにしております。

【石黒会長】

そうしましたら、最後のところで長委員や松尾委員が出されたような問題については、改善方策やその他の議論の中にかかってくることだと思えますので、もうひとつの資料のほうに入っていて、その中で昨年度の実施状況の問題があれば触れていただくことにして、次の資料の論点整理案についてご説明をお願いします。

【事務局(佐々木部長)】

それでは答申に向けての論点整理案という資料についてご説明させていただきます。第3次市民参加制度調査審議会が諮問を受けている事項は、1点目として市民参加手続の実施運用状況の評価、2点目として市民参加制度をより良い内容とするための改善方策というふたつの項目についての答申が求められております。これまで第3次の審議会には様々な資料を提出いたしまして、各委員からも活発なご意見をいただいておりますので、それに基づきまして、事務局のほうで論点整理案として整理をさせていただきました。

1点目の諮問事項、市民参加制度の実施運用状況の評価です。これまでは各年度で逐一評価をしていただいておりますが、17年度については取り立てて問題視するような事項はなかったのではないかとニュアンスでこれまで続いてきたように思います。もしも17年度と18年度の実施状況で特段取り上げて指摘するようなものがないとするならば、市民の声を活かす条例がスタートしてからちょうど5年が経過していることもあります。また、今回、必ずしも十分ではありませんが、様々

な市民層に対してのアンケートも行いましたので、一度、5年を総括したような形の評価をしてはどうだろうかということであげております。評価の内容の1つめとしては、ごみ有料化問題に関するアンケートで市民参加手続に参加していない市民についての意識を探ったわけです。また、毎年実施している職員アンケートなどもあります。これらを基にして、この市民の声を活かす条例全般についての市民に対する浸透度合い、あるいは効果などについて評価してはどうだろうかというのが1つめです。これに関連した審議会でのご意見としては、市民参加制度ができて良くなった点をPRすることで、より市民の認知度を上げるようなことができるのではないかとあります。2つめとしては審議会での運用状況についてのアンケート結果などを基にして評価してはどうだろうかということで、ひとつには事務局サイドの対応の中で、資料作成や説明の方法、審議の進め方などこれらを審議会委員のアンケートの回答などを基にして一度評価してはどうだろうかというのと、2ページにあります会議の時間や回数の設定状況についてもお聞きしていますので、それらが一般的に妥当かどうかというあたり。これについては開催回数をより柔軟に対応するために報酬の年払い方式はどうかというご意見がありました。3つめとしては審議会の答申や提言に対する市役所サイドの検討の状況、4つめとしては委員の選考方法、5つめは審議会への市民参加で、委員の公募についての応募状況や傍聴の状況などがどれだけ進んでいるかということです。これについては、この審議会でもいろいろご意見が出ているところですが、公募の広報記事の書き方や応募のときの必要書類のあり方などがあります。

次に3ページですがパブリックコメントの実施状況については、お世辞にも意見の提出状況が多いとは言えないと思いますので、現実的にごみの有料化について何らかの意見を持ちながらもパブリックコメントに意見を出してきていない方々のアンケート結果などを分析して、意見の提出を促すような方策を考えてみてはどうだろうかということです。これについても今日もご意見が出ましたが、これまでも広報で特集記事を出すとか匿名での意見提出、あるいはワンストップで説明するような部署があると出しやすくなるのではないかと意見もありましたので、それらも含めてどうすれば意見の提出を促すことができるのかについて考えていくことができるのではないかと思います。次ですが、ワークショップについてはアンケートの回答があまりにも少ないものですから、今回の答申の中で触れるのは難しいのではないかと考えております。次は市民参加制度で特徴的な情報提供手段となっています「あい・ボード」について、これもアンケートに基づいて評価してはどうだろうかということです。最後は市民参加の具体事例についての問題を指摘するかどうかですが、これが17年度と18年度にやったことの評価になると思います。17年度についてはなんとなく雰囲気が出ていると思いますが、18年度については今日やったばかりですから今後の議論をしていただかなければならないのかと考えておりますが、これに絡んでこれまでに出示された意見につきましては、市民憲章等検討会について、合議体形式でやるよりも市民からの一般公募で考えたほうがよかったのではないかとご意見もありました。ここまでが実施運用状況の評価として考えられる観点と考えております。

次に諮問事項の2点目、制度の改善方策ですが、これについては条例ができてから5年が経過しているということで、ある程度運用実績も積み重ねてきております。それを踏まえて市役所の活動により一層市民意見を反映するという、この条例の目的に沿った形にしつつも、市役所の負担を軽減するというのでオールトータルで制度の実効性を高めるような観点から、必要な制度の見直しについての答申をしてはどうだろうかということです。具体的に言いますと、1つめは市民参加制度を行うケースを拡大することがあります。1つには職員アンケートで出ている意見や市民の関心の持たれよう、

箱物施設の市民ニーズの変化などを踏まえて、一般的に市民の関心が高いと思われるような公共施設の買い取りや建設を含めた設置についての市民参加手続を行うことにしてはどうかということです。公共施設の設計概要については市民参加手続の対象になっていますが、施設の買い取りは対象外となっていることはいかなるものかというご意見を、この審議会の中でも出されております。また、4ページでは先ほどから出ておりました公共施設の廃止についてです。現在は公共施設を廃止することについては市民参加手続を経る対象にはなっていません。ただ、廃止するときには公共施設の利用方法に関する規定の廃止が伴うことが多いので、こちらのほうで手続をしておりますけれども、制度の運用内容をより明確化するという意味で、公共施設の廃止を手続の対象として明記するという方向がひとつ考えられるのではないかと思います。逆に、現在、手続を行っているもので、手続の範囲から除外するものも考えていく必要があると思われます。1つは他の法令などによって別途市民意見を聴くための手続を行う場合です。これについてはパブリックコメントをやっても意見提出がないという状況です。この資料の12ページから13ページにかけて意見募集型手続への意見提出状況という表があります。これは過去5年間に実施したパブリックコメントスタイルの手続の一覧と提出された意見の状況です。この中で網掛けになっている手続が、他の法律で市民意見を聴く手続をすとなっているものですが、ご覧いただければわかるとおり、市民参加手続として意見が出てきているケースがないということがわかりかと思えます。これについては市民の声を活かす条例の適用を除外して、市役所の負担を軽減してはどうかということです。もう1つの公共施設の利用方法に関する規定の制定改廃については、現在、市民参加手続の対象としておりますがこれまでの運用状況から見ると、やっても意見が出てこないというケースがかなり多い状況です。ですから、原則としては手続の対象から除外して、特に市民の関心が高いと思われる場合だけ手続の対象とすることが考えられないだろうかということです。先ほどの一覧表では案件カテゴリー(4)です。公共施設の利用方法に関する規定というところで、これまで5年間で8件実施しておりますが、意見をいただいたのが14年度の1件と15年度の1件で、それ以外のジャンルについては最近になるほど意見の提出が多くなってきている傾向がありますが、公共施設の利用方法に関する規定については残念ながらそういう状況になっていないということです。4ページから11ページにかけては公共施設の利用方法に関する規定で行ったパブリックコメントの内容と、どのような意見がきたのかを載せておりますが、これらを参考にさせていただいたうえでただいま申し上げた感じで手続の対象範囲を縮小するというあたりを検討課題にすることができるのではないかと事務局サイドでは考えております。

【石黒会長】

ありがとうございました。論点整理案の資料の中に関連すると思われる委員意見として表示されているものがありますが、この中で自分が言った意見だと思われるけれども内容が違うとか、意見を言ったはずなのにそれが取り上げられていないという点がありましたら最初に出していただきたいと思えます。

無いようでしたら、次は、今、説明していただいた点について、ご質問がありましたら出していただきたいと思えます。公共施設の利用方法に関する規定について意見があったのはふたつだけで、他には無かったということでしたが、この意見が無かったものについて、資料の8ページにサン・ビレッジいしかり条例制定とありますが、これは一般の市民が利用する施設ですよ。時間や申込みの時期などもこの中に入っていますけれども、利用しようとする方にとっては何かあり得そうな感じがしますけれども、条例制定の前にすでにいろいろな市民参加のプロセスを経てこのような案ができてき

たということでしょうか。それとも一般市民の方はこれで初めてサン・ビレッジいしかりの利用関係についてわかるのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

事前に市民参加手続は行っておりませんが、この施設は雇用・能力開発機構から市が買い取った施設ですので、買い取る前からほぼこれと同じような内容で運営されておりました。

【石黒会長】

利用条件はそのときとそれほど変わらないものになっているのでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

全く同じというわけではありませんが。

【石黒会長】

多くの方が従来と同じように使えるものだと思っているから、特に意見を出す必要もないということだったのでしょうか。結構、関心を持ちそうなものだと思ったのですが、意見が全然出なかった理由が何かあるのかと思ひまして。

【越智委員】

関心を持つと言っても、この施設を使っているのはほんの一部の人ですよね。高齢者や障がい者のスポーツ大会などで使っているのは知っていますけれども、他はパークゴルフやテニスですから、石狩市民で使っているのはほんのひとにぎりではないでしょうか。そしてこの施設はすごく安い金額で買いましたよね。買ってよかったと思います。

【松尾委員】

公共施設の利用方法に関する規定については基本的に除外したらどうかということだと思ひますが、市民プールと砂丘の風資料館については結構意見が出ていますよね。他のものは全く出ていませんが、これは類型として前のふたつは意見が多く出ていて他は出ていない理由として考えられるものは何かありますか。

【事務局（佐々木部長）】

このふたつについてというのは難しいですが、あえて考えれば市民の関心が比較的高い施設を新しく作る時の最初の規定を決めているのがこのふたつという感じがします。サン・ビレッジにつきましては先ほど申し上げたような特殊要素がありますが、9ページからの都市公園条例の改正など規定を変える場合には、傾向的により使いやすい方向に変えたり、法律に準じて変えるということがあるのではないかと思います。そういうものではなかなか意見が出にくいように思ひます。最後の3つはいずれも施設を新しく作る場合ではありますが、市民の関心がそれほど集まりにくい施設だったのではないかという気がします。市民の関心が集まりやすいか集まりにくいかということについて条例の中で分けをすることは非常に難しいものがありますので、ここを整理するのであれば、一度対象をはずした上で、これに関しては市民から意見が来そうだという案件についてだけ、今の条例の中で「その他市民の関心が高い事項」というものがありますので、それを使って手続をするようにしていったほうが現実的なのかと考えたところです。

【松尾委員】

あまり意見が来ないから対象からはずすということは、それはそれで構わないと思ひますが、どういった場合に市民の関心が高いと判断して聴くという線引きが難しいのではないかと思ひて質問しました。市民プールは元々あった施設ですよね。

【事務局（佐々木部長）】

市民プールは民間の会社が持っていた施設を市が買い取ったものです。

【松尾委員】

利用方法がずいぶん変わったのでしょうか。そこがわからないとこれは市民の関心が高そうだから手続をするとか、これはいらぬとか、きちぎちに決める必要は無いと思いますが、判断の材料がないと決めようがないと思います。

【軒名委員】

今の件に関連してですが、市民プールについて意見が多いというのは、民間がやっていたその後第三セクターが管理運営していましたが、その時に前から見ると使用についてずいぶん固くなったものですから、それに対して意見が多くあったのではないかと思います。使いにくくなったという意見が結構ありましたから。

【石黒会長】

内容について議論をしていく時間がなくなってしまったので、次回にせざるを得ないと思います。答申の方向として、第1次と第2次については年度ごとに実施状況についての評価をしてきましたが、今回は2年併せてということになりましたので、昨年度は出していません。今回は17年度と18年度の2年間ということではなくて、これまでの5年分の運用状況について評価する方向で出していくことはよろしいでしょうか。それから、改善方策については案として拡げるほうと狭めるほうとふたつあって、今、松尾委員から線引きできるのかという意見が出されていて、実際に難しいと思いますし、まだ議論しなければならぬところはありますが、改善方策についても答申していくということになります。これについてはよろしいでしょうか。

今年度は3回予定されていて、3回目で答申案を決定するということになりますよね。そうすると次回の議論で相当内容の見える形に持っていけないと、3回目で答申案を決定することは難しいことになるとと思いますが、今回、論点整理案で出させていただいているところを基本の考え方として、次回議論するということがよろしいでしょうか。もし、足りない資料があれば個別に出していただいて、次回の資料としてお配りして、併せて議論するようにしたいと思います。

【羽田委員】

論点整理のところまで入ってきたのだとしたら、あと2回はあまり日にちを離さないでいただきたいと思いますね。議事録は出していただいているのですが、どんどん忘れてしまいますから。できれば議事録ができあがった頃には次回が開催されるような感じをお願いしたいのですが。

【石黒会長】

次回の開催はいつ頃を予定されていましたが、議事録は30日以内になっていますが、事務局的にはどれくらいになりそうでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

議事録作成の関係がありますので早くても7月中旬くらいですね。

【石黒会長】

議事録を確定させてから、その後どのように持っていくかを検討しなければなりませんので、8月上旬くらいでしょうか。

【事務局（佐々木部長）】

議事録を作ってからのも考えますと、8月上旬が事務局としてはありがたいのですが。

【石黒会長】

羽田委員のご意見では、これだと遅すぎるという感じでしょうか。

【羽田委員】

議事録確定に33日ですからね。

【事務局(佐々木部長)】

議事録はもっと前にできますよ。

【石黒会長】

8月上旬を目処とすることでよろしいでしょうか。それでまた日程調整をさせていただきたいと思
います。事務局から何かありますか。

【事務局(田村)】

次回までにご用意する資料としては、審議会の議事録の筆記方法についてがひとつと、職員提案の
採用例というのが出ていたと思いますが、そのほかに何かありますでしょうか。

【石黒会長】

職員提案の採用例は必要ですか。

【羽田委員】

全てでなくても構いませんが、採用されたものがわかればよいと思っています。

【石黒会長】

出ていたのはそのふたつではないかということですね。他に求めたい資料はありませんか。個別に
検討していただいた中で必要なものがあれば問合せいただきたいと思います。

【事務局(佐々木部長)】

各委員から疑問などがありましたら、個別にいただければ、ご質問いただいた委員だけではなく、
全員に質問の内容と回答についてお出ししたほうが良いと思っています。

【石黒会長】

単純なものではなくて、多くの方が誤解や質問したいと思っているようなことであれば、全員に連
絡していただきたいと思います。

時間をオーバーしてしまって申し訳ありませんでしたが、これで平成19年度第1回審議会を終了
させていただきます。長時間ありがとうございました。

平成19年6月28日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会長 石黒匡人